

令和 4年 8月 29日

制限付一般競争入札参加業者 様

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

回 答 書

件 名： 令和4年度 環境の杜ふれあい空調設備更新設計業務委託

仕様書項目等	質問疑義内容	回 答 欄
仕様書P.8 特記第1章4	更新機器の選定において、「各機器の比較検討」とはどのような比較を行うかご教示願います。	機器のメーカー選定に当たって、価格及び機能（スペック・省エネ性能）等の比較検討を行っていただきます。
特記第1章4	「更新工事については、令和6～8年度までに平準化すること」とありますが、納品後の価格変動に伴う再見積もり徴収や単価の入替は別業務と考えて宜しいでしょうか。	納品後の再見積もり徴収及び単価の入替は別業務となります。
特記第1章4	「機器に関しては、現在の法令基準に合致するように、各種能力計算を行うこと。」とありますが、現行設計基準に適合した空調負荷の再計算も必要でしょうか。また、換気量においても、新型コロナ感染対策として厚労省等で推奨される一人当たり30m ³ /hに見直す必要があるでしょうか。何れも工事費の増を伴う	現行設計基準に適合した空調負荷の再計算は必要です。 換気量においても、現行法令基準に合致するよう再計算が必要です。 構造設計が必要になる場合は、別途協議いたします。

<p>仕様書P.10 特記第2章1,2</p>	<p>方針となりますが、特に機器重量や外壁開口が既設より大となった場合は、構造設計も必要になる可能性があります。</p> <p>管理技術者と主任担当技術者の兼任は可能でしょうか。</p>	<p>兼任は可能です。</p>
<p>仕様書P.11,12 特記第2章3</p>	<p>設計業務の内容及び範囲において、建築実施設計や建築積算業務が含まれており、建築設計・積算業務の再委託が必要になると考えます。公開された予定価格には建築設計・積算費も含まれるのでしょうか。</p>	<p>建築設計・積算費を含んでおります。</p>
<p>仕様書P.13 特記第2章3</p>	<p>改修設計のため、建築物省エネ法に係る業務は対象外と考えて宜しいですか。</p>	<p>建築物省エネ法に係る業務は対象外となります。</p>
<p>仕様書P.16 特記第2章4(6)</p>	<p>貸与品には、建築図、電気設備図、機械設備図の各「CADデータ」も含まれるとの認識で宜しいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>特記第2章4(6)</p>	<p>同じく貸与品には設計時の空調計算書のデータも含まれるとの認識で宜しいか。</p>	<p>設計時の空調計算書のデータはありません。</p>